

「医療滞在ビザに係る身元保証機関となる旅行会社の登録基準」及び
「医療滞在ビザ取扱概要」の一部改正について

令和 8 年 7 月 15 日
観光庁観光資源課

今般、医療滞在ビザに係る身元保証機関（以下「身元保証機関」という。）の登録制度に関し、登録手続きの明確化を図るため、登録手続きについて規定した「医療滞在ビザに係る身元保証機関となる旅行会社の登録基準」（以下「登録基準」という。）及び身元保証機関の業務について規定した「医療滞在ビザ取扱概要」（以下「取扱概要」という。）を一部改正いたします。改正後の登録基準等は令和 8 年 8 月 1 日より施行されます。主な改定のポイントは以下を参照ください。

主な改定のポイント

（１）登録内容の変更等の届出について規定（改正後の登録基準第五条）

現行では、登録基準第一条第二項の規定に基づき、身元保証機関は登録内容に変更が生じた場合、速やかに届出ることとしています。旅行業の更新の登録がなされた場合や自社等が行政処分を受けた場合にも届出を行うことを新たに規定します。

（２）身元保証機関の廃止の届出について規定（改正後の登録基準第六条）

旅行業を廃止した場合や受入業務の取扱いを廃止した場合に届出を行うことを新たに規定します。

（３）身元保証書の発行資格の停止について規定（改正後の登録基準第八条及び取扱概要別表）

現行では、取扱概要において、身元保証機関が報告義務を怠った場合、一定期間、身元保証書を発行できないようにする措置を定めています。取扱概要に定められた身元保証書の発行資格の停止について、登録基準に定めるとともに、旅行業の業務の停止を命じられた場合にも身元保証書の発行資格を停止することができるよう規定します。

（４）身元保証機関の登録の取消しについて規定（改正後の登録基準第九条）

現行では、登録基準第四条及び取扱概要において、登録の取り消しを行うことができる場合について規定しています。これら規定について、登録基準にまとめて規定します。

（５）身元保証業務と報告義務の規定を明確化（改正後の取扱概要 3 及び 6）

現行では、取扱概要において身元保証機関の業務と報告義務を同じ項目に記載していましたが、今回の改正において、身元保証機関の業務を 3 に、報告義務を 6 にそれぞれ規定します。また、月次報告の期限を改定します。今回の改正に伴い、翌月 1 日以前の報告も可能となります。

（６）身元保証書の発行資格の停止の措置を受けた場合の取扱いについて（改正後の取扱概要別表）

身元保証書の発行資格の停止期間が終了した後、再度身元保証機関としての身元保証書の発行を希望する場合には、発行停止期間終了から 3 か月以内に登録に係る書類を提出することとします。

○問い合わせ先：観光庁 観光資源課 医療担当

- ・メールアドレス

hqt-medical-stay-visa@gxb.mlit.go.jp

- ・ホームページ

https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/iryotaizai_visa/index.html